

令和５年度「東京都環境影響評価審議会」第１０回総会 議事録

■日時 令和５年１２月２０日（水曜日）午後４時００分～午後４時３５分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、荒井委員、飯泉委員、日下委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

１ 答 申

（１）「都市高速鉄道第７号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】、【地盤、水循環 共通】、【史跡・文化財】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

（２）「都市高速鉄道第８号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】、【地盤、水循環 共通】、【廃棄物】に係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

２ 諮問

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

３ 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称)中野四丁目新北口駅前地区 第一種市街地再開発事業	令和 5 年 11 月 14 日
	東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線 (新京橋連結路) 建設事業	令和 5 年 11 月 17 日
2 変 更 届	株式会社大博建設採石場拡張事業	令和 5 年 11 月 9 日
	内幸町一丁目街区南地区第一種市 街地再開発事業	令和 5 年 11 月 15 日

令和５年度
「東京都環境影響評価審議会」
第１０回総会
速 記 録

令和５年１２月２０日（水）
対面及びオンライン併用

(午後 4時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち、15名¹の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、これより令和5年度第10回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方、入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申2件、諮問1件、受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1の「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは、宮越委員、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 それでは、資料の1を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは読み上げさせていただきます。

令和5年12月20日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

¹ 途中2名出席し、17名となった。

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和5年6月27日に「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

こちらが付表になります。

都民の意見を聴く会は、公述の申出がなかったため開会されませんでした。

それでは、お戻りいただいて、

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するにあたっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があり、また、計画地の開削区間の一部では住宅が近接して存在することから、建設機械の稼働にあたっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在している。また、地下水位の調査結果から地下水に影響が生じた場合、その流動や帯水層に応じて広範囲に影響が及ぶ可能性がある。そのため、工事の施行にあたっては、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、周辺工事の情報も把握しながら地盤沈下や地下水の水位及び流況の変化の防

止に努めること。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には、国指定史跡の高輪築堤跡をはじめとする多くの埋蔵文化財包蔵地及び指定・登録文化財が存在しており、周辺開発に伴って逐次情報が更新されていることから、既存資料を精査するとともに、最新の情報を収集するよう徹底すること。また、事業実施に先立ち、関係教育機関等と事前調査の有無や保存方法等について早期に十分な協議を行い、適切な措置を講じること。

以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について、御報告いたします。

本評価書案は、令和5年6月27日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、品川駅付近の港区高輪四丁目から白金高輪駅付近の港区白金二丁目までの延長約2.8kmの区間に都市高速鉄道を建設する事業です。計画路線の約2.5kmは開削及びシールドトンネルを採用しており、約0.3kmは既設構造物を利用する計画としております。

対象事業の種類は「鉄道の建設」です。

次に答申案の内容について、御説明します。

まずは騒音・振動の意見ですが、一つ目としまして、本事業では、開削区間周辺の白金高輪駅側について、一部、住宅に近接した施工となるため、その配慮が求められます。事業の実施にあたっては、これらの影響を考慮した環境保全のための措置を実施、徹底し、より一層の騒音・振動の低減に努めることを求めます。

二つ目としまして、本事業は工事期間が長期にわたり、また、関係者協議により、やむを得ない場合には夜間作業を行うこととしています。一方、都民意見では、夜間工事を不安視する意見が複数寄せられていることや、騒音・振動に関する予測範囲や予測条件など環境影響評価の内容について、十分に伝わっていないことが確認できます。夜間においては、特に静穏な環境が求められますので、住民と事業者との間で認識の齟齬が生まれないように注意しながら、詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めるよう求めることとしました。

次に、地盤、水循環共通の意見ですが、本事業の計画路線は高台から低地へ至るシールドトンネルで、観測井における地下水位調査結果から、地下水に影響が生じた場合は、地

下水や帯水層の連続性に応じて広範囲に影響が及ぶ可能性があります。

また、計画路線のうち白金高輪駅付近は湧水地点や井戸が近く、工事の影響による地下水の影響が懸念されます。さらに、品川駅周辺では多くの開発工事が行われているため、他の工事の状況も確認しながら地下水位の変動を注視する必要があります。

以上のことから、地盤・水循環として、周辺の開発工事の情報を把握しながら、工事の施行中、完了後のモニタリングを適切に行い、地盤沈下や地下水の水位及び流況の変化の防止に努めるよう求めることとしました。

次に史跡・文化財の意見ですが、事業計画地及び周辺において、史跡・文化財が多く存在しており、特に品川駅の事業計画地付近では、国指定史跡の高輪築堤跡が一部存在しています。

高輪築堤跡は、とりわけ注目度が高く、品川駅周辺の開発に伴って、逐次情報が更新されていますので、既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等から最新の情報収集を行うことを求めます。

また、文化財が発見された場合を念頭に置いていただき、関係教育委員会等と事前に協議を行うことを求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○柳会長 特段御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

令和5年12月20日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案の答申について

令和５年６月２７日付５環総政第１８０号（諮問第５４７号）で諮問があったこのことについて、当審議会意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

続きまして、「都市高速鉄道第８号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件も、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは宮越委員、よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、御報告させていただきます。まず資料２を御覧ください。

はじめに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

令和５年１２月２０日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越昭暢

「都市高速鉄道第８号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案について。

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第１ 審議経過

本審議会では、令和５年６月２７日に「都市高速鉄道第８号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

こちらが付表となります。

なお、都民の意見を聴く会は公述の申出がなかったため、開催されませんでした。

それでは、お戻りいただいて、

第２ 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術

指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するにあたっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があり、また、計画地に隣接して小学校などの複数の教育施設が存在することから、建設機械の稼働にあたっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、工事路線が5.2kmと長く、影響する範囲も広くなることから、適切な地点を選定した上で地盤や地下水の継続的な監視を行い、状況に応じた環境保全のための措置を実施することで、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。

【廃棄物】

本事業では、約10年の長期にわたり建設発生土並びに建設汚泥等が大量に排出されることから、発生抑制のための十分な検討を行うとともに、搬出先の適切な選定を行い、有効利用、再資源化等を徹底すること。

以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告します。

本評価書案は、令和5年6月27日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、都市高速鉄道第8号線、有楽町線として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約5.2kmの区間に都市高速鉄道を建設する事業です。

計画路線の約4.8kmは開削及びシールドトンネルを採用しており、約0.2kmは豊洲駅改良区間としております。

対象事業の種類は「鉄道の建設」です。

次に答申案の内容について説明します。

まずは騒音・振動の意見ですが、一つ目としまして、本事業では、開削区間周辺に学校も複数あり、特に豊洲小学校については学校敷地内での施工となるため、特段の配慮が求められます。事業の実施にあたってはこれらの影響を考慮した環境保全のための措置を実施、徹底し、より一層の騒音・振動の低減に努めることを求めるものです。

二つ目としまして、本事業は工事期間が長期にわたり、また、関係者協議によりやむを得ない場合には夜間作業を行うこととしています。夜間においては特に静穏な環境が求められますので、住民と事業者との間で認識の齟齬が生まれないように注意しながら、詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めるよう求めることとしました。

次に地盤、水循環共通の意見ですが、本路線周辺は、過去に工業用水や水溶性天然ガスの過剰揚水によって広域地盤沈下が発生した地域です。計画深度においては軟弱な地層を含むため、シールド工事及び開削工事などに伴う地盤沈下等が懸念されます。

環境影響評価書案において、環境保全措置として工事の施行中及び完了後の地盤変位等の継続的な観測を行うことが記載されていますが、本工事はシールド区間の延長が長く、運河下等も通過すること、開削区間の影響も広いことなどから、適切な地点で地盤変位を監視する必要がありますので、モニタリングとして適切な場所、数を選定した上で、これらの監視を行い、得られた観測結果を適切に活用することで、その状況に応じた環境保全のための措置を実施し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めるよう求めることとしました。

次に廃棄物の意見ですが、本事業は、事業区間の約5.2kmのうち約4.8kmがトンネル区間であり、二つの新駅の建設も予定される、長期間の工事です。また、計画地は地質性状としても、再利用の困難な発生土や汚泥が発生する可能性が高い場所となりますので、当該工事では質の悪い建設発生土及び建設汚泥の建設廃棄物が長期にわたり多量に排出されることが想定されます。

以上のことから、発生抑制の十分な検討や受入先の調整等を確実に行うことで、環境影響の低減に努めるよう求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

令和5年12月20日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉輪間建設事業」環境影響評価書案の答申について。

令和5年6月27日付5環総政第181号（諮問第548号）で諮問があったこのことについて当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上になります。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次第2の諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 資料3を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

5環総政第501号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和5年12月20日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第553号「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

以上になります。

なお、通常は諮問時に事業者にお越しいただき、諮問案件の概要について説明を受けることとしておりますが、本件に関しましては、本日が環境影響評価条例第53条に基づく事業者説明会の開催日のため、総会に事業者が出席できませんので、次回以降の総会で改めて事業者から説明をいただく予定となっております。

よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料4を御覧ください。

12月の受理報告は、環境影響評価書が2件、変更届を2件、受理しております。区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

それでは、環境影響評価書の内容について御説明いたします。

まず、「（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」につきましては、11月14日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和5年1月30日の第11回総会で諮問され、令和5年8月25日の第6回総会にて知事に答申されております。当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しております。評価書の追記ページに関しましては、後ほど御確認いただければと思います。

まず、大気汚染の意見として、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、環境保全のための措置を確実に履行するよう、施工業者に対して指導を行う旨を追記したとの報告です。

騒音・振動の意見として、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音のレベルは、評価の指標を満足するものの、特に高層建築物の解体方法によっては、高い位置での作業による騒音

の影響が懸念されることから、適切な環境保全のための措置を実施し、環境への影響の低減に努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、特に高層部の解体工事に当たり、適切な防音措置を講じる旨を環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）として追記したとの報告です。

風環境の意見として、本事業は、地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を方針の一つに掲げており、中野駅に近接していることから不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、計画地及びその周辺において、現況からの変化が一定程度生じる。このため、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）に事後調査の調査地点を適切に選定することや、必要に応じて追加対策を行うことを追記したとの報告です。

続きまして、「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」につきましては、11月17日に環境影響評価書を受領しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和4年12月26日の第10回総会で諮問され、令和5年7月27日の第5回総会において知事に答申されております。当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しております。評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

まず、騒音・振動の意見として、工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音について、評価の指標とした環境基準及び要請限度を下回っているが、道路の拡幅に伴い、一部地域では、これまでに道路に面していなかった建物が直接道路に面し、環境が大きく変化する。そのため、周辺住民には十分な説明を行い、必要に応じてさらなる環境保全措置の検討を行うこととの内容です。これに対する評価書の記載内容は、工事の完了後の自動車の走行に対する環境保全のための措置に、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討する旨を追記したとの報告です。

地盤、水循環共通の意見として、計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中していることから、シールド及び開削工事区間における地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防

止、周辺井戸への影響の低減に努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、工事の施行中及び完了後の環境保全のための措置に、影響を適切に把握できる地点でモニタリングを実施する旨を追記し、その内容を評価結果に反映したとの報告です。

廃棄物の意見として、シールド工事により大量に生じる建設汚泥について、可能な限り再資源化に努めるとしているが、再資源化率が具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における達成基準値を踏まえ、類似事例を参考として再資源化率等を設定することとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、表8.8-4の建設汚泥及び金属くずの再利用及び再資源化率を見直した。また、建設汚泥に関する評価結果の表現を見直したとの報告になっております。

続きまして、11月分受理報告に係る助言事項を御覧ください。

11月の受理報告に対する助言事項に対し、事業者から回答がありましたので御報告いたします。

成木開発株式会社拡張事業事後調査報告書の騒音・振動において、調査地点における発破騒音の L_{MAX} は十分に小さいが、一方で家屋が揺れるとの苦情が1件あるので、今後も家屋の揺れに関する苦情が出る場合には、 L_{MAX} だけでなく、3分の1オクターブバンドレベルも測定して家屋の揺れが生じる可能性を検証するとよいとの助言に対し、事業者からは、家屋の揺れについては今後も定期的にヒアリングを行い、苦情が継続する場合は、原因究明のための追加調査の実施について検討しますとの回答がございました。

なお、12月分受理報告に係る助言事項はございませんでした。

報告については、以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

12月の受理報告として評価書についての記載事項を評価書でどういうふうに記載したかというところの説明が2件ありました。それから、11月受理報告に係る助言事項として1件ありますけれども、それに対しての事業者回答の説明がありました。このことについて、何か御質問等があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 特にないようですので、本日の審議会は以上をもちまして終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 4 時 3 5 分 閉会)